

## 四條畷市プレミアム付商品券事業 取扱事業者募集要項

### 1 事業目的

今年 10 月に予定されている消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響の緩和及び地域における消費の喚起・下支えを目的に、プレミアム付商品券事業を実施します。

### 2 事業概要

対象者	(1)令和元年度市民税非課税者 (2)子育て世帯（平成 28 年 4 月 2 日～令和元年 9 月 30 日生まれの子供がいる世帯の世帯主）
発売期間	令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 2 月 25 日
使用期間	令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 2 月 29 日
換金期間	令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 3 月 13 日
商品券 1 枚の額面	500 円
販売価格	額面 5,000 円（@500 円×10 枚）を 4,000 円で販売
購入可能額	1 人につき額面 25,000 円分（ただし子育て世帯は対象児童数×25,000 円分）
発行冊数	約 6 万 6 千冊

### 3 商品券の使用制限

商品券は次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

- (1) たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (2) 不動産に関わる支払い及び金融機関への預け入れ、現金との換金
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係る支払い
- (5) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、国、地方公共団体への支払い及び各種公共料金等）
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 商品券の交換、譲渡及び売買
- (9) 株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品
- (10) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

### 4 取扱事業者の登録資格

四條畷市内に店舗・事業所等があり、四條畷市内の店舗等に限り商品券を利用する事が出来る事業者とし、以下の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行っていないこと。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。
- (3) 四條畷市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当するもの及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 もしくは第 198

条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されていないこと。

- (5) 役員等（法人である場合には非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (7) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が四條畷市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではないこと。

## 5 商品券の取扱い厳守事項

- (1) 商品券は、使用期間内に限り、物品の販売またはサービスの提供等の取引において利用可能とします。
- (2) 商品券により支払いを受けた物品等は、返品対応を行わないで下さい。不良品の場合は、必ず良品との交換でご対応ください。
- (3) 現金との交換・両替は行わないでください。
- (4) おつりは渡さないでください。また、取引代金の不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用者から商品券を受け取る際は、見本券と照合し、相違がないことを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造券であることが判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察に通報し、報告ください。
- (6) 利用者から受け取った商品券は、再流通を防ぐため速やかに裏面に取扱店舗名を記載してください（ゴム印可）。また、既に取扱店舗名の記載があるものは受け取りを拒否してください。
- (7) 受け取った商品券は、換金請求まで取扱店舗で責任をもって保管・管理をしてください。
- (8) 盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（四條畷市）は責を負いません。
- (9) 本取扱事業者募集に登録した事業者が受け取れるのは「四條畷市プレミアム付商品券」のみです。他市が発行した商品券を受け取られた場合、本市では換金することはできませんので、ご注意ください。

## 6 取扱店のその他の留意事項

- (1) 取扱店は、商品券が使用できることが明確になるよう、ステッカー、ポスター等の媒体を利用者に見やすく分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 配布する見本券は、商品券を取り扱う全員に周知し、責任をもって厳重に管理してください。

- (3) 利用期間中に店舗の登録情報に変更があった場合、速やかにご連絡ください。
- (4) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定する等はお控えください。
- (5) 広告などを予定されている際に、本事業の「商品券」の肖像（データ）使用を希望される場合は、事前に市の承認が必要ですので、お問い合わせください。
- (6) 取扱店として登録後に途中辞退し、店舗側の都合で商品券の取扱いを取り止めた場合、損害賠償等が発生する場合があります。
- (7) 国庫補助を活用して実施する事業であるため、国の方針等によって、内容が変更される可能性があります、ご了承ください。
- (8) この募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、市がその対応を決定します。
- (9) 当該事業の円滑な運営に、ご協力をお願いいたします。

## 7 申込みについて

### (1) 申込方法

取扱店募集要項に同意の上、「取扱店登録申請書」に必要事項を記載の上、記名押印し、FAX、郵送または下記場所へ持参ください。ただし、持参の場合の受付は、月曜から金曜の午前9時から午後5時までです（土、日、祝日を除く）。

〒575-0052

四條畷市中野三丁目5番23号

四條畷市商工会 商品券取扱店登録 係

TEL 050-3784-8640

FAX 072-879-1880

※市内に複数の店舗を持つ事業者については、店舗ごとにお申込み下さい。

### (2) 申込期間

募集開始から令和元年11月29日（金）（消印有効）まで

なお、令和元年8月31日（土）までに申し込みがあった事業所は、商品券購入時に購入者に配布する「取扱店一覧」に掲載します。それ以降の申し込みについては、ホームページの掲載のみとします。

### (3) 取扱店舗の審査

申請のあった事業者は、所定の審査を経て取扱店舗として承認します。審査結果は通知します。

### (4) その他

取扱店向けのマニュアル、ステッカー等の周知媒体等を後日配付します。

## 8 使用済み商品券の換金について

商品券の換金方法等については、決まり次第お知らせします。なお、換金期間については令和元年10月1日（火）から令和2年3月13日（金）を予定しています。

## 9 取扱店資格の喪失

四條畷市は本募集要項に定める事項が遵守されない場合は、換金の停止、取扱店登録を取り消すことがあります。また、違反により損害金が発生した場合は請求することがあります。

以上